

令和2年2月28日

東村山市教育委員会  
教育長 村 木 尚 生

## 新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく学校の対応について

日頃より本市の教育にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年2月27日に開催された政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請に基づく学校の対応について、下記のとおり対応とさせていただきます。学年末の大切な時期ではございますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況を踏まえ、対応方針につきましては適宜見直すこととしております。

### 記

#### 1 学校の臨時休業の実施について

令和2年3月2日(月)から春季休業まで(令和2年3月25日(水))の期間、臨時休業とします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童・生徒に理解させ、人の集まる場所等への不要・不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

#### 2 休業中における教育活動について

##### (1) 登校日の実施について

臨時休業期間中に登校日を1日設定し、児童・生徒の健康観察や配布物の受け渡し等、短時間で実施します。

##### (2) 卒業式について

卒業式については、保護者、在校生及び来賓は参加せず、教職員及び卒業生のみで実施します。

##### (3) 修了式

修了式については、予定された日程で実施します。

##### (4) 休業期間中の学習について

原則、自宅学習とし学校から課題を提示します。部活動等の活動は行いません。

##### (5) 都立高等学校の入試について

都立高等学校の入試日程は、予定どおり実施されます。

##### (6) 健康管理の徹底について

臨時休業中及び春季休業日中においても、マスクの着用や手洗い・うがい等の徹底を図っていただくとともに、児童・生徒等に感染等の体調の変化があった場合は、学校に連絡するようお願いいたします。

##### (7) 給食について

給食については、3月の実施をせず、集金及び返金等の対応を図ります。

#### 3 放課後子ども教室及び小・中学校のコミュニティ開放については、年度末まで中止とします。